

2005 年

危害防止装置の装備化について（2005 年 4 月）

当協会では、防火・防煙シャッターを設置する場合、「危害防止装置」を装備して安全性を向上させるよう会員各社に徹底しております。

危害防止装置の設置は、「公共建築工事標準仕様書」（平成 16 年度版）において設置が義務化されていますが、公共・民間施設を問わず万一の際の安全性向上につながることであり、全面的な導入が是非とも望まれるものであります。

なお、危害防止装置の設置が技術上困難な温度ヒューズ装置についてはその使用を中止し、今後は危害防止装置付き防火シャッターへの取り替えをお薦めしております。



・パンフレットをご覧ください。(PDF)

http://www.jsd-a.or.jp/wp2/wp-content/themes/shutter/pdf/topics_0502.pdf